

議案第六三号

三朝町取員定数條例の一部を改正する條例

三朝町取員定数條例の一部を別紙の通り改正するものとする

昭和三十六年九月二十日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十六年九月二十三日原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎



三朝町取員定数條例の一部を改正する條例

三朝町取員定数條例（昭和二十八年三朝町條例第七号）第二條にかか
げる取員の定数を次の通り改正する

第二條中

町長補助機関

- 一 事務吏員
- 二 技術吏員
- 三 その他取員

通じて

七五人

教育長

一人

教育委員会

- 主 事
- 社会教育主事
- 書記書記補
- 雇 傭 人

通じて

四人

合 計

八四人

とあるを

町長補助機関

一 事務吏員

二 技術吏員

三 その他職員

通じて

一〇〇人

教育長

一人

教育委員会

主 事

社会教育主事

書記 書記補

雇 傭人

通じて

七人

合計

一一一人

に改める。

附 則

この條例は公布の日より施行し昭和三十六年十月一日から適用する。